

日本科学者会議

福岡支部ニュース

2015年8月19日発行 No. 233

●日本科学者会議事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15

Tel: (03) 3812-1472

●福岡支部事務局

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学・基幹教育院

小早川義尚 気付け

<TEL> 092-802-6014

<E-mail> fukuoka@jsa-fukuoka.sakura.ne.jp

<郵便振替> 福岡 01790-1-5576

<支部HP> <http://jsa-fukuoka.sakura.ne.jp/index.html>

- 目次
- 1 緊急シンポジウム-違憲「安保法案」とアカデミア-の報告
 - 2 原水爆禁止2015年世界大会・科学者集会in山口の報告(1)
 - 3 原水爆禁止2015年世界大会・科学者集会in山口の報告(2)
 - 4 福岡核問題研究会(7/11, 7/25)の報告と
アピール「川内原発が動く前に声をあげ行動しよう」
 - 5 北九州分会例会(7/17)「大学と軍事研究」の報告
 - 6 『日本の科学者』読書会(7/13)の報告
 - 7 例会等の案内
 - 7-1 福岡核問題研究会の例会(8/22)
 - 7-2 『日本の科学者』読書会:9月号読書会(9/14), 10月号読書会(10/12)

1. 緊急シンポジウム -違憲「安保法案」とアカデミア- の報告

7月30日「違憲『安保法案』とアカデミア」と題した緊急シンポジウムが、九州大学教授有志13名と日本科学者会議福岡支部の共催により、九州大学箱崎キャンパスの文系中講義室において開催されました。このシンポジウムは、衆議院憲法審査会で3名の憲法学者が揃って法案は違憲であるとの意見を表明し、9割を超える多数の憲法学者も違憲であると判断し、世論も圧倒的にこの法案に反対、もしくは慎重審議を求めている中、「安保関連法案」が衆議院において自公両党によって強行採決された事態に対し、大学人は「真理を追究してその成果を継承すると同時に社会に発信する責任がある」との考えで、2週間ほどの間に急遽計画・実施されたものです。シンポジウムには300名を超す九州大学の教職員・学生・院生をはじめ九大のOG・OB、市民が参加し、南野 森氏(九州大学・法学研究院教授)の講演を聴き、引き続き質疑・討論に積極的に発言をしました。特に、若い学生・院生の参加者の鋭く、アカデミックな内容の質問・意見が印象的なシンポジウムでした。

南野教授は、AKB48の内山奈月さんとの共著『憲法主義』で、分かりやすく憲法の本質を解説されていますが、講演でも非常に分かりやすく集団的自衛権を巡る「安保法案」の問題点・現状について解説されました。また、憲法の平和主義を実現してゆくといった観点から、正確な状況判断とどのように運動を進めてゆくのが効果的であるのか、といった点についても憲法の条文、過去の判例・解釈などに基づいて話されました。引き続き質疑応答では、「安倍首相になってから7名の最高裁判事が交代したが、



司法は大丈夫か?」、「もし、参院での強行採決、“60日ルール”に続く衆院での再強行採決で法案が成立したとして、違憲訴訟をするとどうなるのか?」、「9条解釈において自衛隊を合憲としながら、今回の法案を違憲とするのは論理矛盾ではないのか?」、「この法案の成立をどうすれば止められるのか、効果的な闘い方はないのか?」といった質問、「これまでの日本政府はひたすらアメリカの「国益」に基づいた要求に応じてきている、今回のこともその延長である」といった意見などが出され、活発で且つ内容の濃い質疑応答・討論が行われました。

シンポジウムを受けて(準備段階からもその声はあったのですが)、参加した教職員の中から「安全保障関連法案に反対する九州大学有志の声明」を出そうとの動きが起こり、現在その取り組みが進められています。(https://sites.google.com/site/kyudaiampo/seimei を参照)

(報告者：小早川義尚)

2. 原水爆禁止 2015 年世界大会・科学者集会 in 山口 の報告 (1)

原水爆禁止 2015 年世界大会・科学者集会 in 山口「核の脅威と被害のない世界を山口から—ヒバクシャ支援と核兵器廃絶」という集会に参加した。毎年のことであるが、科学者集会が開かれる 8 月 1 日は暑い。この日も、福岡から新幹線に乗って新山口で山口線に乗り換え湯田温泉駅に到着したが、そこから会場の「カリエンテ山口」までの道筋に差す直射日光の厳しいこと。日本はやはり亜熱帯の地域であることを久々ぶりに実感した。

今回のテーマは、山口からの発信ということが強調されていて、山口県選出の「アベ首相」とは違った点での山口の良い面が出ていたように思う。それらを示す講演は、瀬瀬氏や井竿氏、吉岡氏(いずれも次の報告を参照のこと)など中身の濃い報告であった。

第一報告の岡本良治氏(九工大名誉教授)は、依頼された「原爆と原発事故の放射能曝露の差異と共通点」を懇切丁寧に解説されるとともに、1984年に外務省が、国内の原発が戦争やテロなどにより攻撃を受けた場合の被害予測を極秘に研究していたことを紹介された。大量の放射性物質が流出して最大1万8千人が急性死亡するという報告書を作成したが、反原発運動の拡大を恐れて公表しなかったという。また、「核と人類は共存できない」との表現は適切ではなく、「核兵器と原発など核技術と人類は共存できない」とするべきであると、言葉の意味を厳密に使用される同氏の真骨頂である。そして最後に、現在現れている被害の実相は、「氷山の一角である」との言葉の意味は深い。

第二報告の岩本晋氏(ゆだ苑理事長)は、被爆者支援センター「ゆだ苑」の活動軌跡を語られた。「ゆだ」の名は、湯田温泉に由来する。このセンターの前身である福祉会館「ゆだ苑」は、1963年に「被爆者センターを建設し、そこを拠点に県内被爆者の支援運動と核兵器廃絶に向けた平和運動を推進しよう」との声が高まり、思想信条などの違いをすべて乗り越えた被爆者支援と平和を求める人々の取り組みとして建設され、その理念は今も継承されているとのこと。

第三報告の菅野偉男氏(完全賠償させる福島県北の会代表)は、「東北の放射能汚染と地域再建の課題」と題して、3・11東日本大震災に関連した福岡県民の被害状況を詳細に語られた。福島県民は、津波被害で1603人が死亡したが、その後、原発事故による関連死が1921人、自殺者が63人、仮設住宅での孤独死が34人も出ているとのことである。原発事故は福島県内のすべての産業に損害を与えているが、とりわけ、漁業、農業、林業、観光は深刻。いわきや相馬地方の漁業は今も就業が制限されているという。さまざまな福島原発訴訟の実態が報告された。

第四報告のジェセフ・ガーソン氏(アメリカン・フレンズ奉仕委員会)は、「核兵器廃絶の道」(英文タイトル“The 70th anniversary of the Hiroshima & Nagasaki A-Bombings: Contradictions, Dangers, and Opportunities”)と題して、講演された。報告の内容は、「多くの日本人の反対にもかかわらず安倍政権が軍事法案を進めている」、「原爆投下が戦争を終わらせたというのは神話である」など多くの同意できる論議を含みながらあまり印象に残らなかったのは、報告そのものが本科学者集会のために準備されたものではなく、原水爆禁止 2015 年世界大会への報告であったことに起因するようになった。

(報告者：三好永作)

3. 原水爆禁止 2015 年世界大会・科学者集会 in 山口 の報告（2）

集会の主題は「核の脅威と被害のない世界を 山口から」であるが、山口でいったいどの位この問題での活動や研究が進められているのかについて、私は参加前ほとんど無知であった。しかし集会で、山口の人々の真剣さと地道な取り組みに驚かされ、報告に聴き入った。隣の県に住みながらもこの認識不足を恥じる。

第一から第四報告までの詳細は三好氏のレポートに譲るが、第二報告について一点附言する。講演者岩本晋氏は、被爆者救護運動の経緯をたどる中で、ヒロシマ・ナガサキ後 10 年間も被爆者への援助がほとんどなされなかったこと（「空白の 10 年」）、やっと 1973 年に兵士被爆者埋葬場所を発見して収骨、翌年そこに原爆死没者の碑を建て、以来、「山口のヒロシマデー」活動を進めてきたことを述べたが、この地道な活動が私に与えた第 1 の強いインパクトであった。

第五報告は額瀨厚氏による「集団的自衛権の深層一日米核同盟の果てに」の講演であった。日本近現代政治軍事史を専門とする氏は、まず岸から佐藤、麻生、安倍と続く政治路線の根底には「核武装への飽くなき渴望」があること、また 1902 年日英同盟以降の軍事史から、またアメリカのベトナム戦争における韓国軍出兵の歴史を見ても、「同盟関係というものは集団的自衛権を強要する」ものだと強調、更に、集団的自衛権容認で「日本が盾で米が矛」から「日本が矛で米が盾」のステージに移る可能性に言及した。ここで講演者は、安倍氏はしかしその先を行って、「自主独立」、「国防軍」から「アジアのことは日本に任せろ」という立場への兆候が見えて来た、とも注意した。国際問題の対処に関し安倍氏の頭には「戦力による抑止」しかないが、講演者は、抑止力としては 2 つの立場（「懲罰的抑止力」（つまり、攻め込まれたら必ず仕返しをする）と「拒否的抑止力」（相手には攻め込みませんよ））があることを考えておく必要がある、と念を押した。額瀨氏が最後に強調したことは、現在交わされている論戦について、安保法案が憲法違反であるかどうかはもちろん重要問題であるが、そこに議論を閉じさせるのではなく、どのようにアジアの平和を築いていくのかということが議論されるべきである、と。

第六報告「民間人戦争被害に対する対策の歴史」では、日本国家は一貫して戦争被害者の救援を拒み続けている、これが講演者井竿富雄氏の重い指弾である。この分野の歴史研究を基に、講演者は、政府による民間人戦争被害対策は日露戦争における「救恤金」から始まるが、第 1 次大戦期、シベリア出兵、そして中国侵略戦争の本格化へと、事件ごとに、しかし被害者側からの要求が出てからやっと、特別措置法のようなもので対処されてきたこと、政府の態度は一貫して、「戦争は国家の不法行為ではないので、これに対する損害賠償請求はできない、補償もしない」というものであること、を述べた。第 2 次大戦がはじまると、これでは間に合わなくなり、戦時災害保護法を作った。総力戦遂行に当たって、国民に戦争協力を円滑に遂行させるためである。しかし、想定を超える戦争被害に、その運用が支障をきたす事態となった。大戦後、戦時災害保護法は廃止されて代替法はできなかった。日本国家は空襲被害者の救済も拒んでいる。講演者は、今提出されている軍事関連諸立法が成立すると、また民間人戦争被害が問題になってくる可能性がある、とも指摘した。

第七報告「岩国の基地拡張・配備再編の諸問題」において、講演者吉岡光則氏は、岩国基地の概略史から始めて、駐留米軍（米軍が唯一海外に配備している沖縄の第 3 海兵遠征軍の第 1 海兵航空師団第 12 飛行大隊）の規模と機能等を詳述し、更には現在「移設」と称した基地拡大と米軍再編・強化計画が実施されつつあり、これが遂行されれば、岩国は 2 つの「殴り込み部隊」が融合する極東最大の航空基地となること必至である、と指摘した。この計画の温床として、愛宕山の新市街地住宅開発、滑走路移設のために土砂利用、住宅開発事業中止と防衛省への売却、跡地を基地拡張に利用、と云った情けなくなるような癒着構造がある事、「基地との共存」を柱の一つに据える岩国市政、育鵬社の歴史教科書採択など教育の方からもイデオロギー攻撃が激しい。この悲惨な状態にも住民はそれに抗して立ち上がる。講演者は市民がいま闘っている 3 つの裁判の展望で報告を締めた。埋立裁判（＝「海の裁判」）、爆音裁判（＝空の裁判）及び愛宕山裁判（＝山の裁判）。

以上の諸報告をベースに総合討論が交わされたが、その中で、報告に取り上げられなかった点として、大学の軍事研究の問題が議論された。また参加者から第 61 回バグウォッシュ会議世界大会へのアピール提案があり、参加者一同の名で採択された。

集会は、核兵器、被爆者、平和の問題と共に、山口という地とそこの人々を強く私の意識に刻み込んでくれた。会場から駅への途に中也記念館ありて再訪、中也詩に戦争の跡をさがす。僅かに、「…茶色い戦争ありまして…」の行しか見出せなかったが、「…／その志明らかなれば／冬の夜を我は嘆かず／……／陽気で、坦々として、而も己を売らないことをと、／わが魂の願ふことであった！」（「寒い夜の自我像」）と歌う詩人との再会を喜ぶ。山口での本集會に感謝したい。

（報告者：西垣 敏）

4. 福岡核問題研究会（7/11, 7/25）の報告と アピール「川内原発が動く前に声をあげ行動しよう」

この間、福岡核問題研究会は以下の研究会を開催しました。

- 1) 日時：2015 年 7 月 11 日（土）14:00～17:00
内容：(1) 脱原発と動的エネルギーミックス（報告：岡本）
(2) エクセルギー（有効エネルギー）の有用性について（報告：岡本）
- 2) 日時：2015 年 7 月 25 日（土）10:00～12:30
話題：(1) 2015 年 NPT 会議について（報告：佐藤）
(2) 福岡の断層と液状化問題（報告：森田）
(3) 川内原発再稼働をめぐる状況について（報告：豊島，中西）
(4) 川内原発再稼働に反対する声明文について（報告：北岡）

それぞれの報告について、文書で提案されたものについては、下記の研究会のホームページにアップロード予定です。 <http://jsafukuoka.web.fc2.com/Nukes/index.html>

7 月 25 日例会の第 4 話題に関して、日本文のアピール「川内原発が動く前に声をあげ行動しよう」が確定し、さらにその英語バージョンおよびドイツ語バージョンも作成することになりました。それらは、それぞれ、研究会のホームページにアップロードされています。しかしながら、川内原発 1 号炉は 8 月 11 日（火）の午前に制御棒が引き上げられ、起動されました。

アピール「川内原発が動く前に声をあげ行動しよう」を以下に紹介します。

川内原発が動く前に声をあげ行動しよう

福岡核問題研究会 2015 年 7 月 25 日

現状での再稼働は科学的・技術的にはもちろん、法的にも制度的にも、さらには倫理的・道義的にも間違っています。まず、「負の遺産」としての核廃棄物をこれ以上増やすべきではありません。また、このまま川内原発を再稼働すれば、福島原発事故を上回る大災害を招く恐れがあります。それは、原発事故の原因となる災害や問題などの想定と対策が甘過ぎ、過酷事故対策や航空機の衝突・テロ対策などが国際基準にも満たないためです。原子力防災・避難計画の備えと訓練などが全く不十分だからです。特に、噴火・地震等による原発事故と天災の複合災害への対応や、災害弱者の避難計画などが問題です。

原子力規制委員会は推進側の論理に負けて、違法で不当な審査で九州電力の申請を許可し、規制基準が必要とする安全対策にさえ猶予期間を与え避難計画の有効性は審査していません。やむを得ず市民が原子力規制委員会に許可取消しと審査手続き中止を法的に昨年申立てましたが、申立ての回答はいまだに放置されたままです。九州電力は多くの周辺自治体の議会決議を無視して住民説明会を開催しません。九州電力を監督すべき経済産業省は、民主社会を冒瀆し社会的責任を放棄する不適切な事業運営の改善を命令していません。

福島原発事故を招いた過ちを繰り返してはなりません。人災や自然災害などによる事故を防ぐ

ためには、安全性を経済性などより優先するように、技術的・政治的判断などのあらゆる場面で倫理性を尊重しなければなりません。正しい判断と言動が立場を損ない潰される代わりに、守られ評価される仕組みが必要です。

日本のエネルギー政策の目標は「3E」、つまり「エネルギー安全保障 (Energy Security)」「経済性 (Economy)」「環境適合性 (Environmental Conservation)」を重視しましたが、福島原発事故の後に「安全性 (Safety)」を入れて「3E+S」と言われています。しかし、福島では核燃料保管プール(核燃料のジルコニウム火災など)の危険性が残り、放射能汚染水は増え続けています。溶けた核燃料の状況は把握されておらず再臨界の恐れがあり、状況はコントロールされていません。自主避難者を含め十数万人以上の原発避難者が救われていません。

それでも安倍政権や原発メーカーなどが原発の稼働と輸出を企てているのは、良心がマヒしている証拠です。科学的・技術的に具体的な問題が指摘されても都合悪ければ不正やごまかしが横行し、目先の利益と立場を守るために他者の犠牲や環境破壊を見逃す原因は倫理性の欠如です。

よって、倫理委員会の結論で脱原発を決断したドイツに見倣い、日本でも倫理 (Ethics) を加えて (4E+Sで) エネルギー政策を考える必要があります。これまでの悪しき慣習を断ち切り自らの欠点や弱さを反省し、倫理的な正しさを尊重し、安全性を優先して判断することは大変で難しいことです。川内原発は世界で一番の火山リスクがあり大噴火も想定されます。噴火の影響で原発事故が起きた場合、放射能まみれの火山灰が世界中に降り注ぐ恐れがあります。再稼働中止は、こうした災害に対処するよりは簡単で実現可能な道であり、倫理性を尊重する判断です。

日本政府は平和憲法に違反してでも集団的自衛権を認めさせて、海外に派兵できる道を進めていますが、これは日本を敵視する勢力が増えて原発が攻撃される危険性を増します。核攻撃を防ぐために核武装すべきとの考えもありますが、人類絶滅の危険さえある可能性が高い力によるコントロールから、良心と理性に基づいたコントロールに転換すべきです。間違いを犯し利己的で悪意を抱いてしまう人類が、安心して住み続けられる平和な世界を実現するためには、危険で管理の難しい核物質の製造・保管・利用の禁止こそが唯一の正しい道であると考えます。

ヒロシマ・ナガサキ・フクシマを経験した日本が、率先してこれを実行することが世界の希望になります。大飯・高浜原発では運転を差し止める判決が出ましたが、川内原発の再稼働中止を求めた裁判は不当な判断で否決されました。川内原発の再稼働が8月早々に強行される現状で、最後に期待できるのは国内外の市民の声です。次頁からの内容とリストを参考に、関係各所への働きかけをお願いします。

<川内原発の再稼働問題などに関する参考サイト>

- ・福岡核問題研究会 <http://jsafukuoka.web.fc2.com/Nukes/>
- ・原子力市民委員会 <http://www.ccnejapan.com/>
- ・再稼働阻止全国ネットワーク <http://saikadososhinet.sakura.ne.jp/ss/>
- ・川内原発に関する異議申立て <http://objection-to-nuclear-regulation.jimdo.com/>
1月21日意見陳述(録音) <http://1drv.ms/1zMSmOf>
5月26日意見陳述(録音) <http://1drv.ms/1dEn7e2>
保安規定の認可取消を求める異議申立書 <http://1drv.ms/1HXU4Lq>
- ・原子力規制を監視する市民の会 <http://kiseikanshi.main.jp/>
- ・原発なくそう!九州川内訴訟 <http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/>
- ・国際環境NGOグリーンピース <http://www.greenpeace.org/japan/ja/news/blog/staff/blog/53052/>
- ・3.16 - さよなら原発!かごしまパレード <http://goodbyenukes-kagoshima.jimdo.com/>
- ・原子力資料情報室 <http://www.cnic.jp/>
- ・さよなら原発!福岡 <http://sayonaragenpatu.jimdo.com/>

<再稼働中止を働きかけて頂きたい関係機関>

- ・首相官邸(ご意見・ご要望) https://www.kantei.go.jp/jp/forms/goiken_ssl.html

- ・九州電力 092-761-3031 (原子力情報) http://www.kyuden.co.jp/nuclear_index.html
(お問い合わせ) <https://www1.kyuden.co.jp/php/inquires/index.php/form/input/104>
- ・原子力規制委員会 (問い合わせ先) 03-5114-2190; <https://www.nsr.go.jp/ssl/contact/>
- ・経済産業省 (ご意見) https://www.meti.go.jp/honsho/comment_form/comments_send.htm
9月12日付_経済産業大臣から鹿児島県知事への再稼働要請文書 (鹿児島県HP)
http://www.pref.kagoshima.jp/aj02/infra/energy/atomic/documents/42584_20141118140619-1.pdf
- ・鹿児島県 (知事への便り) <http://www.pref.kagoshima.jp/chiji/tayori/tayori/index.html>
(知事公室広報課) 099-286-2093; FAX:099-286-2119; kohoka@pref.kagoshima.lg.jp
川内原子力発電所 再稼働について <http://www.pref.kagoshima.jp/infra/energy/atomic/index.html>
- ・薩摩川内市 (広聴広報グループ) 0996-23-5111; FAX:0996-20-5570; koho@city.satsumasendai.lg.jp
<http://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1096868307578/index.html>
(原子力) <http://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/genre/000000000000/1209705472764/index.html>
<https://www.facebook.com/SatsumasendaiCity>
- ・三菱重工 (川内原発のメーカー) http://www.mhi.co.jp/inquiry/inquiry_nuclear.html
(報告者: 三好永作)

5. 北九州分会例会 (7/17)「大学と軍事研究」の報告

北九州分会 2015年度 第1回例会

2015年7月17日(金) 18:00-20:00 西小倉市民センター、参加者: 8名

話題提供者: 西垣 敏氏 話題: 大学と軍事研究

西垣氏は「戦争する国」づくりへの科学者の動員を許さない」の副題を掲げて、いま軍事研究は日本の大学にどれ程の範囲と規模で踏み込んできているのか、軍事(兵器開発)につながる研究、デュアル・ユース、スピン・オン/オフ、或いは科学の軍事化、研究者の倫理、大学側の態度などの問題提起を行った。

- ・「特定秘密の保護に関する法律」の防衛省関係事項には、防衛に供する物の研究開発段階のものの特定期間指定数が2014年段階で数十項目ある。
- ・基礎研究の発見を使いたいと思う火器研究者や武器研究者と一緒に研究するのが本格研究だ、という発言(吉川弘之氏/防衛技術シンポジウム2014年)にも見られる研究者側からの迎合。
- ・防衛省との共同研究・技術交流への参加大学・独法研究機関として、千葉工大、千葉大、政策研究大学院大、大阪大、金沢工大、日本大学、東海大、横浜国大、宇宙開発機構、海洋研究開発機構、情報通信研究機構、水産総合研究センター水産工学研究所、帝京平成大、九州大、理化学研究所、慶應義塾大、海上技術安全研究所、情報処理推進機構などの名が挙げられている。
- ・九大ではある研究開発センターの開所式に防衛省の研究所長が来賓祝辞を寄せている。
- ・防衛省は本年度、「安全保障技術研究推進制度」を予算化した。(8/12に公募は締め切られた。)制度設計書には「防衛装備品への適用面から着目される大学……等における独創的な研究を発掘し、将来有望である芽出し研究を育成するために、技術的提案や研究課題解決手段を広く公募し……外部の研究等に直接研究を委託する制度」と記されている。またIMPACT採択課題には軍事応用に関連するものが非常に多い。
- ・東大の掲げる「軍事研究の禁止」基本原則に対する産経新聞記事による攻撃、国会での乱暴な質疑がある。
- ・軍学共同が推奨される分野—宇宙の軍事利用、ロボット、群制御、人間増強、センサー、通信、情報処理、超音波、レーザー、ナノテクノロジー、新材料、生物・化学兵器、脳、等々。
- ・軍事研究との関わりの進行: 米海軍等が資金提供し米国防企業参加の米国際無人機協会の無人ボートコンテストに日本3大学学生チーム参加(東大、東京工業大、大阪大)各チーム800万円相当の支援を受ける。DARPAによるロボット開発プロジェクトに日本から5チーム(東大、神戸大、大阪大、千葉工大、産総研)参加。

- ・大学が、また学界が、戦争へ貢献したこと、或いは戦争に便乗(戦争から利益)してきたことを、大戦後、どう反省したのか、或いは根本的反省抜きに再出発したか、この問題が今問われている。
- ・「デュアル・ユース」の現実：障害者の補助機能ロボットの技術は兵士用ロボットスーツに利用される。臭感知センサー技術が生物剤や化学剤を用いたテロなどの戦闘における検知機材に利用される。多数の小型移動体の行動制御―群制御―市街戦やその偵察行動に応用される。

西垣氏は最後に、「予防措置原則」(池内 了『科学・技術と現代社会』に依れば、「ある事柄が人間や環境に悪影響を与えるという懸念がある場合、それが現実に悪影響を与えるかどうかに関係なく(あるいは、悪影響を与える事が実証されなくても)、それを実行しない(あるいは、基礎実験に留める、いつでも留められるような小規模に留める)ような措置をとるとい原則))を援用して、「予防技術制限」という考えを提案した。

討論の中で、今大学教育では「研究者の倫理」という問題は、盗用とか特許がらみの非常に狭い意味でしか議論されていないこと、「役に立つかどうか」の価値判断のみが重大視される研究志向に軍事研究が入り込む隙があること、予防措置の難しさ、などが議論された。

(報告者：秋貞英雄)

6. 「日本の科学者」読書会 (7/13) の報告

◆7月号読書会 <特集>「大学改革」の対抗軸は何か

以下は7月13日(月)の読書会において報告されたレジュメをもとに「日本の科学者」読書会の様子を編集したものです。

松田正久著「国立大学の運営と大学の危機」

愛知教育大学学長を務めた著者は、坂田昌一氏の指摘に従い、現状をやむを得ないものとして「固定化」することなく、大学の実態を分析し、教育の主導権を広く社会や国民の手に取り戻すことが必要であるとする。さらに、大学改革の方向として国が強調する「ガバナンス」とは、学長権限の強化や教授会自治の形骸化であり、財界に都合の良い短絡的な方針に迎合する大学づくりの一環であると断定する。それに対抗して著者は、大学の本来持つべき機能として、「広く社会や国民の暮らしを改善するための大学」、「文化の創造や社会的批判機能を有する大学」、「長期的視野に立って未来の方向を指し示す羅針盤としての機能を持つ大学」などを対峙する。そのうえで、現状を批判的に論じ、「自発的隷従者」として振る舞う大学人が多くいることを指摘するとともに、文化の追究と新しい真理を求めて社会の発展に寄与する大学の役割という原点に立ち返る重要性を指摘する。

(報告：F.Y.)

折出健二著「新自由主義のポリティックスと大学自治の危機」

日本は、この間、経済分野などで競争が展開する環境そのものを権力的にコントロールしようとする「環境介入権力」(佐藤嘉幸氏)として新自由主義的な統治を導入してきた。「自己選択と競争」をキーワードとする国公立大学の法人化は、そのような新自由主義の政策的現れである。そこにおいて、「自己選択と競争」の拡大は、主体的条件の差異により階層化と差別・選別を生む弱者再生産の仕組みとなっている。「研究とは何か」「大学はどうあればよいのか」を大学全体や学会あるいは市民的集会などさまざまなレベルで教員のみでなく学生や市民と語り合うことが、学問の自由を守っていくことになる。学問研究は、現在の真理や体制的理念を疑い、より高次の知見を得ようとする精神活動であり、本質的に体制超越的機能を営むものである。そして、ここに大学と社会の関係性の基本があると著者は主張する。これらの問題を含めて学問のあり方をオープンに議論することが必要であるだろう。

(報告：E.M.)

佐久間英俊著「日本の私立大学の危機的状況と解決の方向」

国が支出する私学助成金の、経常経費に占める比率は、2014年度で10%となっており、1980年度の30%の三分の一となっている。私立大学の実態をリアルに示し、その危機的状況の発生原因は政府・文科省の失政であると手厳しい。日本政府は、2012年に高等教育の漸進的無償化(国

際人権 A 条約 13 条 2 項 C) の保留を撤回した。それを実現する計画を示し、結果を出すよう努力すべき。教育分野では、切磋琢磨はあってよいが、競争はふさわしくない。高等教育予算が低いのは位置づけが低いから。政府・文科省が進める一部優遇策では日本の高等教育は良くならない。多様な考えと個性を持つ構成員からなる大学では、民主的討議を経て改革を進めるのが近道、などなど重要な指摘をして問題解決の方向を提起している。私学問題だけでなく、高等教育全般の問題点を把握するためには必読の論文といってよい。(報告：Y.M.)

中嶋哲彦著「大学・学問の現代的存在形態と大衆的高等教育の創造」

著者は、かつて名古屋大学法学部に在学中、「公害法」という新しい講義科目の開設を求めて、その開設を実現した経験を持つ。この経験を、学生が個人的に公害法を学びたいということを超えて、大学は公害法についての研究・教育を行うべきとの社会的要請に応えるべきという要求であったと総括する。これは、大衆による大学づくり・学問創造であった。このようなことを著者は「大衆的高等教育の創造」と呼び、大学の社会的使命を果たす本道であるとする。著者は、全大学構成員で作り出す大学自治についても、卒業証書の裏面にも印刷されていた名古屋大学平和憲章(1987年)を例にして、それは法制上の意志決定手続きを経由することなく、大学構成員が自主的に作り上げた「公」の空間における正式な合意形成であったと認定している。名古屋大学平和憲章には「われわれは、いかなる理由であれ、戦争を目的とする学問研究と研究には従わない」とある。(報告：T.M.)

<レビュー>菅野礼司著「科学の価値中立性について」

「科学の価値」には、科学理論それ自体(科学知)の有する「理論的価値」と技術を通して社会生活に活用する「利用価値」とがあるが、「科学の価値中立性」否定論にはこの区別が明確でないと、著者は主張する。資本主義社会では、利潤追求に役立つ技術が評価され、とりわけコストが重視される。この意味で、技術は一般に価値中立ではない。しかし、それによって科学理論自体の本質的意義は変わらない。本論文のような、抽象的・一般的議論も大切ではあろう。しかし、例えば原発に関して、核物理学の諸理論やそれに基づく諸技術を材料にした具体的な議論が必要なのではないか。また、米国防総省高等研究計画局(DARPA)主催の災害対応ロボットのコンテストに東大をはじめ5チームが日本から参加した。この問題を、科学・技術の観点からどのように考えるかの議論は、大切な視点をわれわれに提示するのではないかと思う。(報告：T.Y.)

(報告者：三好永作)

7. 例会等の案内

7-1 福岡核問題研究会

日時：2015年8月22日(土)15:00~17:00

場所：九州大学筑紫キャンパス総合研究棟 C-CUBE 5階 511

内容：(1)「川内原発の耐震性データの疑惑について」(報告：北岡氏)

(2)「川内原発再稼働にかかわる中間総括」

7-2 『日本の科学者』9月号 読書会

日時：2015年9月14日(月)14:00~17:00

場所：ふくふくプラザ 604室(福岡市中央区荒戸 3-3-39)

内容：『日本の科学者』9月号<特集>激増するシカ：今、日本の森林で何が起きているか

7-3 『日本の科学者』10月号 読書会

日時：2015年10月12日(月)14:00~17:00

場所：ふくふくプラザ 604室(福岡市中央区荒戸 3-3-39)

内容：『日本の科学者』10月号<特集>激化する水災害—河川水害は克服できるか